

その想いをいつまでも...

たかまつしんさん

相続定期預金

「架け橋3」



取扱
期間

令和4年9月30日(金)迄

特別
金利

店頭表示金利に上乗せ致します。

6ヶ月もの

十年0.50%

1年もの

十年0.25%

| | |
|----------|---|
| 対象となるお客様 | 個人のお客様で、当金庫または他の金融機関での相続手続きにより取得した資金を原資とし、相続預金受取日から1年以内に預入いただける方 |
| 対象商品 | スーパー定期預金、スーパー定期預金300、大口定期預金 |
| お預け入れ金額 | 相続人1人につき1相続あたり、100万円以上3,000万円未満かつ相続により取得した金額の範囲内(1円単位) ※3,000万円以上の預入については、ご相談下さい。 ※相続による取得資金(当金庫預金、他行預金、保険金、不動産の換金代金等)を原資とする預入に限ります。 |
| お預け入れ期間 | 6ヶ月・1年(元金・元利自動継続扱いのみ) |
| お預け入れ形式 | 原則通帳式(総合口座を含む) |
| 適用金利 | 6ヶ月もの: 店頭表示金利十年0.50% 1年もの: 店頭表示金利十年0.25% |
| 特典 | 本定期預金契約後1年以内に限り、 貸金庫新規契約時 初年度手数料を無料 と致します。 |
| 提示物 | ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) ②お届け印 ③「お預け入れされる方が相続人であること」、「相続手続きの完了時期」、「相続により取得した金額」が確認できる書類 (例) ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し ・戸籍謄本の写し ・被相続人名義の解約済通帳、利息計算書の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し 等 ※当金庫で相続手続きをした預金による預入の場合は、原則①②のみです。 |



●金利は初回満期日まで適用いたします。●満期後(自動継続後)は、満期日時時点のスーパー定期・スーパー定期300・大口定期の店頭表示金利が適用されます。●上記表示の金利は税引前であり、お受取利息には20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等は「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。●中途解約された場合、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。●本商品は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。●本商品はATMでのご契約はできません。●金融情勢などの変化により予告なく利率等の商品内容を変更する場合がございます。

●当金庫は、誠実・公正な勧誘・販売を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明及び誤解を招く説明・勧誘は一切いたしません。
●当金庫は、反社会的勢力からの如何なる申込も、一切受付いたしません。
●詳しくは、担当者もしくは窓口までお気軽にお問い合わせください。



街に笑顔を!!

高松信用金庫

令和3年10月1日現在